

## 竹原市民生産業委員会

平成28年2月26日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第 4号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案
- 2 議案第 5号 竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案
- 3 議案第 6号 竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案
- 4 議案第15号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第16号 竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第18号 平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第20号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 8 議案第21号 平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第22号 平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

#### (その他議案関連報告)

- 1 議案第17号 竹原市一般会計補正予算(第4号)  
(産業振興課, 上下水道課, 建設課, 都市整備課)  
(市民健康課, まちづくり推進課, 福祉課, 子ども福祉室)

#### (行政報告)

- 1 平成27年度建設工事執行状況
- 2 竹原市子育て・高齢者・障害者あんしん住宅改修助成事業 交付状況

#### (その他)

1 閉会中の継続審査（調査）の申出について

(平成28年2月26日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
北 元 豊
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨
(傍聴者)	
福 祉 課 長	平 田 康 宏
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸

午後0時57分 開議

委員長（高重洋介君） それでは、皆様お疲れさまでございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、前回に引き続き民生産業委員会を行います。

市長から発言の申し出がありますので、それを許可致します。

市長。

市長（吉田 基君） 委員の皆様には大変お忙しい中、お世話になっております。

本日は民生産業委員会を開催して頂きまして、まことにありがとうございます。本委員会におきまして、付託議案につきまして慎重御審査頂いた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 続きまして、理事者側より昨日の委員会の補足説明の申し出がありましたので、それを許可致します。

市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） それでは、昨日の委員会の中で議案第15号及び議案第16号に関しまして委員から御質問を頂いた中で、条例の条文解釈の中で1点、御質問のありましたことにつきまして補足説明をさせていただきます。

まず、員数という単語の解釈の問題についてでございますが、これは規定中には一定には員数は次のとおりと定め、各号においてそれぞれ規定をしたものの中であくまでも員数を算定するための計算上の数字として数字を記載したものでございますので、その点御理解と頂きたいというふうに思っております。

それから、法定代理受領サービスに関しまして不合理な差額の生じないという表記がございます。これにつきましては、いわゆる省令の解釈の中におきまして、基本的には利用者間の公平及び利用者の保護の観点から記載された表記でございまして、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と法定代理受領サービスに係る費用の額の間一方の管理費用の他方への転嫁等による不合理な差額を設けないというようなことを意味して表記したものでございます。

それから、食事の提供に要する費用に関する御質問がございまして、この件につきましては、市長が定めるというふうに書いてございます。この件につきましては、地方分権一括法により都道府県及び市町村に規定を定めた以降、従前の厚生労働省令で定める指針に従った運用をしております。広島県におきましても、また竹原市においても厚生労働省

の定め、いわゆる指針にございます食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とするということで現在も運用し、この4月以降もその運用を継続してまいりたいというふうに思っております。

それから、条例施行規則に関しまして、昨日、私の説明に誤りがありまして、規則で定めてないという表現を致しましたけれども、これは規則を定めておりますが、いわゆる条例から委任を受けた特定事項についてのみ定めております。具体的には電子情報処理に関しまして個別の規定を設けるのみと規則としております。

いずれにしても、この事業の人員、設備及び運営に関する基準に関しましては、厚生労働省令で定める基準及び同省が定める解釈、いわゆる指針、告示等に基づきまして現在も都道府県及び市町村が運用しているところでございます。本市も同様でございます。改正後の基準の運用につきましても、これまでと同様に同省の定める基準及び基準の解釈等を参照または準用致しまして適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） それでは、これより一括質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 市長が見えておられますので、基本的なところをちょっと2点ほどといいますか、1つは議案の第6号に関わること、2つ目は議案第15、16号に関わる部分のポイントだけをちょっと質問、確認をしておきたいと思います。

議案第6号については、竹原市が重度障害者介護手当、これを定めているんだけど、廃止しようという提案が出されております。それとこれまで説明がありましたし、この手当の制度といいますか、これで竹原市には対象者がいないということも説明がありました。私、そこで家族介護の方の一つの激励、奨励という、そういった趣旨がありますので、少なくとも廃止するんであれば、それに見合うような介護の支援策とか拡充策とか、この制度から当初からは大分充実されているというのは事実なんですけれども、まだまだこういう重度障害者の方の家族の介護というのはやっぱり大きな負担になっているし、今でも何らかの形で支援しなくてはいけないというのが、私はそう考えているわけです。

ですから、この介護手当というのは2,000円なり、3,000円なり、市としてはわずかな金額かもしれないけれども、受ける側としては一つの励みといいますか、ささや

かな励みという受け取り方もあるかもしれませんが、そういうことで私はこの手当の趣旨というか、狙いは家族介護の方の一つの励みの手当なんですよという趣旨からしたら、まだその役割は、対象者は確かにいないんだけど、いろんな事態が起こって対象者が出た場合は、そこがやっぱり対応できるような制度を残してもいいんじゃないというのが私の思いなんです。

しかし、ここで端的に市長が廃止を提案されているわけですから、私の趣旨はまだまだ介護手当、重度障害者の介護手当、その家族介護には支援金としてはやっぱり必要じゃないかなど。もし、その事態が発生した場合は即刻対応できるような制度として残すべきじゃないかなということに対して、市長はもう廃止するということですから、なぜこれを廃止する必要があるのかなという面ではちょっとわからないわけです。財源とかを見ても、今節約といってもわずかな金額ですけども、執行されてない、対象者がいないということですから、お金も使っていない。しかし、制度としては残しておかないと、ぱっと対応できないよという面では、私は存続してほしいと、廃止すべきじゃないという意見なんですけども、あえてやっぱりこの廃止する目的、狙いというのが何なのかというのは市長にちょっと確認しておきたいと思うんです。この1点だけです。

それから、もう一つは、議案第15号、議案第16号で、私が昨日尋ねたのは、この法律ができて、新法ができて新しい総合事業が市町村に委ねられて、そこでの介護サービス等の人とか設備とか運用とか、様々な基準がここに書いてあります。先ほど説明されたように、厚労省の基準、指針、それもあるのは私も承知しています。しかし、こういう中で、私がここで言いたいのは、この一つの市が指定する介護サービス等の関わる基準を決めるということですから、あえてここで言いたいのは、住民福祉の向上というのが地方自治体の責務だと。それともう一つは、国は身近な行政サービスは地方自治体に委ねることを基本とすると。これはもう大原則です。こういう原則から竹原市の場合、今出された介護サービス等の基準を定めることについて、いろんな指針はあるんだけど、竹原市で見たらどうなのかという面で私は議論して対応すべきだと思うし、しかし財源が伴うことですから、全部しなさいというのは私一つも言っていない。しかし、一歩でも二歩でも改善の手だてがあるんならやるべきだというのが住民福祉の向上、行政の責務だと。

我々チェック機関としての大きな仕事だという立場からあえて聞かせて頂きたいのは、いろいろ基準とかあるから、幅広く聞くつもりはないけれども、昨日との関連で言えば、例えば1点だけ聞きたいのは、介護サービスの介護職員の利用者の数に応じて職員の員数

が決められているということで、昨日の分では、通所介護の利用者の数で15人以上は1人と、1人以上というふうに決めてますけれども、その1人という決め方だけでは、極めてやっぱり不十分じゃないかなという面でも昨日も意見を申し上げました。

だから、雇用形態が書いてないわけですから、1人でも正規とか非正規とか、特定の時間帯のパートとか、いろんなやっぱり雇用の形態があります。そしたら、これだけを1人以上、15人までは1人以上ということでやって、介護事業者がそれを受けるわけですから、受ける場合ですから、確かに1人以上になっているから、雇用形態は正規職員、例えば1人置くよりは非正規の職員を2人置いて対応するというのも現実にはあります。ですから、私はそうなった場合、確かに不安定雇用でやるということでは、やっぱり介護サービスの質の問題とか、量の問題とか、安定的な継続性の問題から見て、私はサービスが継続して市民が安心できるようなサービスが提供できるかなという面では私はやっぱり疑問を持っているわけです。

ですから、これはいろんな基準とかを決める内容ですけども、今日は市長がおられるんだから、例えば介護職員の配置が決められているけれども、正規職員か、そこは何も書いてない。だから、私はせっかく基準を決めるんなら、1人以上と書いてある、そのところに正規職員、わかりやすく正規職員を充てなさいという趣旨の文言とか、そういうことがやっぱり要るんじゃないかと。確かにそこは財源が伴う問題です。ですから、先ほど言ったとおりです。100足りないから白紙にきなさいと、できもしないことを私言っているわけじゃない。しかし、極端な言い方かもしれないが、1円でも2円でもという言い方はよく聞くけども、行政としてやっぱり支援できることがあるんじゃないかということ、我々この議会でのいろんな提案を含めて意見を含めて出すべきだと思うんです。

ですから、もう一度確認という質問の趣旨というのは、介護職員の配置の員数は人数は決めるようになっていると書いてあるけれども、雇用形態まで至ってないわけです。ですから、私は1人以上、そこに正規職員を置きなさいというような明記もあってしかるべきじゃないかなと。その方が安定してサービスの量、質を継続性を確保できる、担保できるという、一つの介護職員の配置に係って聞きますけども。あとはいろんなのがあから、聞くつもりはないけれども、そういう分では員数を決めると同時に雇用形態、正規職員を置きなさいという趣旨の文言を入れる必要があるんじゃないかなということについてだけを市長の考え方を。

委員長（高重洋介君） 答弁をお願いします。

副市長。

副市長（細羽則生君） まず1点目は、条例の廃止の部分についてでございますが、昨日御説明をさせて頂きましたように、制度自体の部分につきましては、国の改善でありますとか、総合的に判断を致しまして今回の御提案をさせて頂いていると。その部分につきましては、制度自体が拡充してきたという部分がございますし、社会状況が変化していくと、社会状況等々が変化する中でそれに適切に対応していくためにはそれぞれに応じた制度設計というものが必要であるというふうに考えた中で総合的に判断したというふうに御理解頂ければと思います。

それと、あともう一点目の議案第15号、議案第16号に関しまして、正規職員を配置すべきという文言をこの基準の中に設けるべきではないかというふうな御意見だったと思いますが、正規、非正規という部分につきましては、基本的には労働法でありますとか、労働契約法の部分の中で、国において基本的に労使の関係の部分につきましては、それぞれの自主性に基づいて契約が成立するという原則の部分に基づいて考えるならば、国の方の法において担保されるべきであるということでございますので、条例の中に一定の基準という形で設けている部分でございますので、そこに明記する必要はないというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） いいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 質疑なしと認め、本委員会への付託案件についての質疑を終結致します。

これより一括討論に入ります。

順次発言をお願いします。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案第6号と、議案第15号、議案第16号は反対します。

委員長（高重洋介君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結致します。

これより個別採決に移ります。

議案第4号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（高重洋介君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了致しました。

この際、お諮り致します。

ただいま議決致しました本委員会への付託議案に対する委員会報告の作成等につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長にて調整致しますので御了承願います。

ここで傍聴者及び執行部の方は退席を願います。

続いて、その他に入らせて頂きます。

お諮り致します。

本委員会の閉会中の継続審査については、4月から次の定例会前日までを議長へ申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定致します。

また、昨日お願いを致しました所管事務が変わることに対しまして皆様の意見ををお願いを致します。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 私は今こういうような大々的に変える必要性がどこにあるのかというような。部長も2人ですか、課長も相当増えるんじゃないか思うんですが、何を目的でやるのか、裏の方には目的は一応書いとるが、これをやる必要性が今までの組織が悪かったから新しい組織にして、何をやるのか、一応書いとるがね。実際、平成7年に部長制が廃止になってちょうど20年です。そして、その間、何が不足したのかようわからんですが、これで水道と下水道と今度はまた増やすのかね。私は3月16日までですか、子育て

て支援のこれもまた入らんかったら、たちまち市民に負担ですが、こういう状況を抱えながら今やって、実際何のメリットがあるのかようわからんのですが。そして、部長制を廃止してから5,000人ぐらい人口も減っているんですが、市民に説明のしようがないというような思いがありまして、これは私は当初から反対の考えでありますので、これ以上ここで議論しても仕方がないので、一応そういう思いであることだけはお伝えしておきたいと思います。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今、宇野先生の方から話がありましたが、委員長が提案しているのは組織改正がもう実現したのものとして、当委員会における事務分掌の話でしょう。だから、それは私はちょっと議長も事務局もおかしいのではないかと思うんです。どうしてかと言ったら、決定してない、そうでしょう。それで、決定した後は自動的に変わるの当たり前前のことじゃがな。組織改正がなされればよ。そうでしょう。組織改正がまだ採決に入る前に委員会の所管内容をどうしましょうかというのは、順序が逆でしょ。そうでしょう、まだわからんのだから。

そして、ベテランの先輩議員も若手の議員も今回の組織改正に関する事務方の説明等に対する議長とか事務局の方の取り扱いについてもいろいろと不平不満が鬱積しているような状況よの。そして、それがまだ採決に入る前にこういうことになるということは、もう既にそれが成立したものとみなすということだから。それは議員に対する予断と偏見を与えるもの以外でも何でもない。そうでしょう。決定した後は、そのとおりになるのは当たり前前のことよ。それはもう委員会でどうのこうのという話じゃない。それを承知で事務分掌、我々の側で言えば、所管事務は審議もなしに総務文教の方でやられるということよ。そして、心配なのは、総務文教で果たしてそこまでの守備範囲が広がって十二分に審議が尽くされるのか、チェックが可能なのかということになるわけ。

例えばもっと言うと、公営企業部長なんかができた時もそうよの、何ならと。実質は水道部長じゃないかと。詐欺に遭うたようなもんで、そして今度は下水道を建設に返すという話でしょ。さらに言うなら、組織改正で言えば、今の文化生涯学習室を市長部局へ移す時に大激論したんだから。どうしてかといえ、地方自治法があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がある、この関係で言えば地方自治法が一般法、特別法が地方教育行政の組織及び運営に関する法律なんよな。そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて言えば、それをそうしたことを決めるのは、まず教育委員会において決

めなきゃならんわけ。その時にそこら辺の手続違反じゃないかというてやった時に、昨日の質疑を聞けば、もとへ戻るんだから、ええですという話よの、そういう話じゃないわけ。

そして、今回も何かようわからんが、本来ならば地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会がまず受け入れを決定しないとイケない。それで、さらに言えば、それじゃあ歴史まちづくり法に基づいてその事業をやるためだけのそういう市長部局との調整の必要がないからというんで、市長直属のような形で文化生涯学習室をやったんじゃが。ある酒屋の屋根も直した、そして長年の懸案であった前商工会議所の会頭の方から強い申し入れがあった広銀を頼山陽記念館にするという、そうしたものももう消そうやという形で公園にしたと。この事業が済んだから、もう要りませんよと市長部局が言って、少し身軽になろうかというて教育委員会へ戻せという話だが。

そして、それを賛成した人が、わしは反対したんじゃが、賛成した議員がもとへ戻すけえ、ええことじゃというような議論になって、議会の議論は一体何だという話なんよの。そうでしょう。それで本来、私委員長にも申し上げるように、決まった後ではもう自動的にそのまま移すというのが、聞けばその11月の議会人事に合わせてどうのこうの、それこそ議会の勝手よ。そうしたものも含めて、委員会における事務分掌、所管事務も含めて組織改正の議案に対して一人一人の議員が自らの良心に従ってどう賛成するのか反対するのかだけのことです。決まれば、もうそのとおりの組織の実態に合わせて、直ちに委員会の事務が総務文教へ移るということは、これはもう当然のこと。それを委員会で議論するじゃどうのということにはならんということ、私は強く申し上げておきたい。

以上です。

委員長（高重洋介君） その他。

松本委員。

委員（松本 進君） 市の組織改革というか、変えるというものに関連する分ですから、私も今皆さんが言われたような手続的にもちょっと問題があるし、おかしいというのははっきり言っておきたいと思うんです。

それと、あとはこの内容そのものは、またその時で意見言いますけれども、やっぱり今度の部だけを増やしてどういうふうになる、弊害ばかり出てくるんじゃないかというのが大変心配しているところなんです。

だから、管理部分だけ増やして、現場の人がだんだん減っているという面では機能しな

いですよ。という意味で、私は気になるのが、これはちょっと思いましたけれども、やっぱり今まで総務で全体を統括していたものが今度は企画の方に移るわけですから、一つの部で言えば。あと、建設の事業の部なんかも企画というか、考えるとこなのかは企画に移って、執行の事業の方は今度は建設の方でやるという、このばらばらで今度はさっきの教育委員会の部じゃないけども、考えてその中でやる建設部という全体の部がばらばらになって機能するはずがないというんが、この具体的な提案については考えてます。

あとは教育行政の問題でも、前のところに検証もなしに、また今度はこうなったから今度は一緒にせえという、そんなばかな話があるかというのはちょっと言いたいぐらいに、その場その場の変えるというか、結果的に残ってきたのは部が4から6に増えただけじゃないかと。ますます機能的の動きができにくくなったじゃないかということしか残らんというのは、私はもう問題があると。明確な反対の立場をとりますけど、それに関連で出されているわけだから、私は今ここで議論するべきじゃないというように思います。

委員長（高重洋介君） 今日では委員会の皆様の意見をまとめて私の方から議運ですか、でお話をさせて頂くということで、皆さんの意見をお聞きをしたいということで。

委員（宮原忠行君） ちょっともう一遍だけ言わせて。

事務局によう言うとかわ。

本来、組織の改正について議論はできないよ、ここで。どうしてか、総務文教のどこじゃから。そうじゃろう、だから事務局によう言うとったるわ。本来なら、ほんまに市長がどうしても組織改正したい、組織の運営に関わることじゃから、それをまた住民サービスに直結することだから、可能な限り全議員の理解のもとに全会一致で採決を目指すために努力せにゃあいけんわけよ。そして、市長もその議論の場を提供せにゃあいけんわけよ、議長も事務局も。本来ならば、知恵を出せば考えつくんよ。連合審査やりゃあえかったわけ。それならば、議長を除く13人がみんな議論できたんよ。そしたら、一日かかるかもわからん。私はあなたを責めているんじゃないよ。事務局を怒りようる。そうでしょう。議論の場を封じたやり方なんでしょう。その手法が事務局不届き千万という、万死に値する言ようる。今のは委員会の話じゃろう。だから、議運で言う。だから、そりゃあ議運で私はそういうふう言うよ。もう決まればよ。ただし賛成するか反対するかはよ。

だから、そういったことも含めて、もう覚悟を決めて一人一人がせにゃあいけんし。だが、果たしてそこまで巨大化した総務文教でほんまに審議ができるんですかねという、チェックが可能なんですかねという問題も含めて、もう一人一人が決めないとしょうがない

わね。だから、それはもう今の委員会の事務分掌が組織改正を伴ってするというのだから、もう委員長がそういうふうになりますからというて、もう言えば、もう審議も何もないん、議論は。何でかというたら、実質的にしようと思うたら、どうしてもそういう実質的な組織改正に関する議論に入らざるを得んのだから。だから、もう私もここまで申し上げて、これ以上申し上げんけど、もう一人一人の議員さんの良心に従わないとしようがない。だから手続として今度は議運へ行きますと。そして、うちの方は委員長として組織改正とか、またこうなりますよというんは、もう通告して皆さんの了解を得ましたんで、もうまとめる以外ないんじゃないんかね、多分。と思います。

以上です。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

はい。

委員（宇野武則君） 今回、議会へ籍を置いて強く感じたことは、この前の庁舎移転の問題もそうだし、本来議会が審議して決定する機関だから、実際はもうかなりの日数をかけて、どういう予算が要って、どういう手順でやるかというぐらいのことは当然議会、協議の場を持って、今回もそうよ。ちゃっと寝耳に水のような形でやって、はいどうですかというて、それを議論もせずに賛成賛成というて、この下水と上水道と公共下水と一緒にして、どこが悪かったからこうするんですというような議論にならんでしょ。だから、そういうものも含めてもうちょっとやっぱり議会の議決をもらうという姿勢が理事者側に持ってもらわんと、何でもかんでももう事後承諾よというような議論、議会のあり方というのは私は考えられんと思っているのですが。

ずっと歴史、私も5期20年いたんだから、いろいろな問題、今は冗談のように言えるが、当時はもう皆真剣にけんけんごうごうというような議論をして、そして今まで来たわけだから、その中で機構改革もやり、行財政改革もやる中で、部長制や収入役の廃止もやったんよ。これも賛成反対の議論もあったが、それでも将来人口の減が……。

委員（宮原忠行君） 前は大もめじゃった機構改革というたら。

委員（宇野武則君） だから、もうちょっと委員会としてこの問題だけは委員会の総意としてやっぱりもうちょっと審議して、議論する場をやっぱり十分持って、これ今3月、去年の9月ごろに出しゃあええが。月に一遍やりよんだから、委員会を。だから、そういうことを厳しく私は申し入れしてもらいたいと思う。

以上です。

委員長（高重洋介君） ただいま宇野委員からありましたように、私の方も正直時間をかけてしっかりとやるべきことだというふうに思ってますし、またそれを議長の方にもしっかりと伝えていきたいと思えます。

そのほかございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 私は是非委員長が議長の方に一言お伝え頂ければありがたいなと思うんですけども。

本来、行政組織の改革ということにおいて、事務分掌のことはいきなり上がってきたようなちょっと衝撃というか、正直なところそれを感じるんです。実際に文化生涯学習室があそこでのいいのかという議論はずっと行われてましたし、あけてみてこの組織表を見ても、なかなかすぐに理解をしてくださいというのが、正直言って時間もかかるしというようなことではないかなと思うんです。の割には、議長の方に既に申し入れというか、執行部の方が話をさせて頂きたいということがあったにも関わらず、その辺の事務局と議長との連携というのがどうだったのかなというふうな感じを正直言って受けます。

総務文教の方でしっかりと審議をして頂くということは、十分大事なことではないかなと思うんですけども、それに至ってやはり皆議員が、常任委員会は2つ持っている、これはじゃあ実際2つでいいのか、3つでいいのかということも当然考えていかないといけない問題でもあるので、やはり全議員が同じような共通理解というのが本当に重要ではなかったのかなと思います。最初に議案が議長の方に提出された時に、議長の計らいとしてその辺がどうだったのかなということを正直言って思いますので、この議案の出し方、そして本当に承認して頂こうと思う努力が、議長の立場としてどのような見解があったのかなということがちょっと納得いかない部分がありますので、委員長の方からも是非そういう意見があったということだけはお伝え頂ければなというふうに思えます。

委員長（高重洋介君） わかりました。今道法委員からありましたように、私の方もいろいろと議長の方にどのような経過があったかというのが、正直はつきりしたものがまだわかっておりませんので、いろんな人から聞くだけの話でありまして、その辺を真意をただして聞きたいと思えます。そしてまた、今出たような意見を、やはりこれは総務文教だけの問題ではないので、議員全員で時間をかけてしっかりと議論をつくる場をつくって頂くよう議長の方にはお願いをしていきたいと思えます。

委員（宮原忠行君） もう一言だけ言わせて。

委員長（高重洋介君） はい、宮原委員。

委員（宮原忠行君） 委員長がそういう意向を示されたんで、道法委員もそういうことを示された。それなら、もう否決する以外ない。否決して、次の6月議会で、その間、時間があるんだから、しっかりと詰めりゃあえんだから。いやいやいや、今さらやっていて、時間的にそんな場があるわけがない、そうでしょ。はっきり言えば、議長が事前の説明要らん言ったのか。そして、しっかり議論をするんだったら、昔だったら流れていたんだけど、昔の議会はおかしいと思ったことは否決をして、審議が足らんとかということで継続審議にするような形で、次回の議会をずっとやっていたことがあった。徹夜でも議論していたのだから。今我々は余りにもおとなし過ぎとる、はっきり言うたら。それはもうそれしかないわ。何ぼ委員長がそれ言うただけで、時間の余裕もありゃあせず、するわけがない。それともか議長の不信任案出すしか、ほかにないわ。そんなつまらん議論をしてもだめなんよ。そりゃあ、委員長にそこまでの責任をかぶせるのはむごい話よ、あんたが言うた方がよう聞くわ、議長は。はっきり言うたらそういうことよ。

以上。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ほか、何かいいですか。

委員（大川弘雄君） どれが本当の話か、よく聞いた方がいいです。

委員長（高重洋介君） わかりました。その辺はまだ確認ができていませんので、はい。

それでは、ほかにないようでしたら、以上をもって民生産業委員会を閉会致します。

御苦労さまでした。

午後1時38分 閉会